

足羽川ダム建設工事と地域の安全確保に関する取組みについて

益本 創志¹・高田 安隆²

¹ 近畿地方整備局 河川部 河川管理課（〒540-8586大阪府大阪市中央区大手前1-5-44）。

²足羽川ダム工事事務所 事業対策官（〒918-8239福井県福井市成和1-2111）

足羽川ダム建設工事は、現地条件から一般車両の通行を確保しながら工事を実施する必要性があることから、一般車両の安全の確保や自然環境への保全が求められているところである。

当事務所では、関係行政機関からなる「足羽川ダム工事に関する安全・衛生・環境保全委員会」を設置し、工事現場の安全・衛生・環境保全の課題や今後想定される諸課題への対応策について、各行政機関と取り組みを始めたところである。

本発表では、今後最盛期を迎えるダム工事と地域の安全確保との両立を図りながら進めている足羽川ダム事業について紹介するものである。

キーワード 足羽川ダム，地域の安全確保，保全委員会，情報発信

1. はじめに

足羽川ダムは、福井県嶺北、池田町に位置する九頭竜川水系足羽川の支川、部子川に洪水被害の軽減を目的に建設が進められている高さ 96m、貯水容量 2,870 万立方メートル（東京ドーム約 23 個分）の容量を持つ重力式コンクリートダムである。

ダム本体が建設される部子川の右岸には県道松ヶ谷宝慶寺大野線が並走し、上流には、日本の滝百選に選ばれた池田町の観光資源である「龍双ヶ滝」へのアクセス道路として、観光シーズンは交通量が多く又、下流には、人家が連坦している地区もある。

現在、足羽川ダムは、令和 8 年度の本体供用に向け、平成 26 年度から付替道路工事に着手し、平成 29 年度からは、関連工事である水海川導水トンネルに着手した。現在は転流工事を進めており、次年度のダム本体基礎掘削に向けた各工事が本格化している。

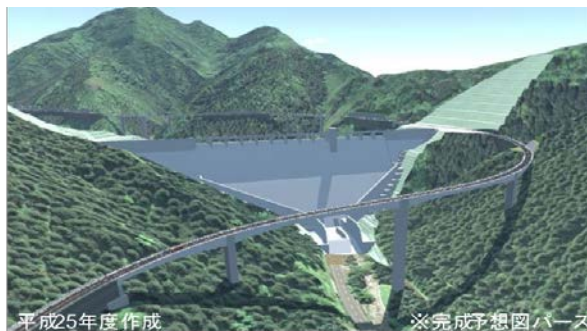


図-2 足羽川ダム完成予想図

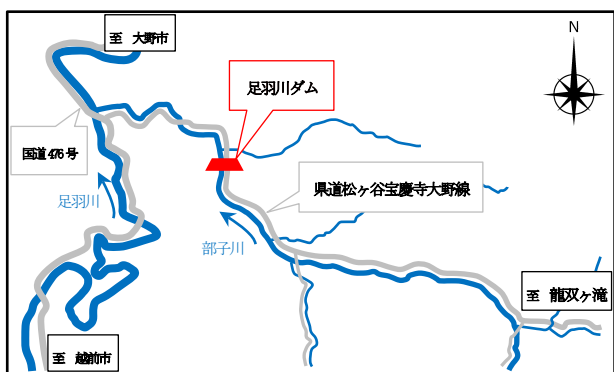


図-1 足羽川ダム位置図

2. 委員会設立経緯

令和 8 年度の本体供用開始に向け、限られた事業区域内で大小さまざまな規模の工事が進行する中、事業の実施にあたっては、きめ細かく周知していくことが必要である。一般交通や近隣住民の生活に支障を来さないようにすること、自然環境への保全が求められていることから、工事の実施状況等を一般にお知らせすることで、周辺道路利用者への安全の確保と建設現場の安全・環境改善・工事故防止を図ることが求められている。

これまで事業者として、工事現場従事者の安全・衛生・環境保全に取り組んでいるところであるが、これまで指摘いただいた課題や今後想定される諸課題への対応策について、各分野を所管する行政機関等の助言を受け、課題の解決や未然防止を図るため委員会を設置することとした。

3. 足羽川ダム工事に関する安全・衛生・環境保全委員会

足羽川ダムでは、工事が本格化していく中、平成 30 年 8 月 22 日に各行政機関からなる「足羽川ダム工事に関する安全・衛生・環境保全委員会」を設置した。この委員会は、関係行政機関として武生労働基準監督署、福井県越前警察署、福井県、オブザーバーとして福井市、池田町から構成されており、事務局は足羽川ダム工事事務局が務めるものである。取り扱う課題としては以下の通り。

(1) 環境

a) 自然

工事に伴う排水や汚濁物質の流出を抑制し、近隣住民等の生活や生業への影響を最小限にとどめるための方策

b) 交通

一般車両の安全を確保しながら工事関係車両を適切に通行させるための方策

c) 生活

工事に伴う騒音や振動について、近隣住民への生活や生業への影響を最小限にとどめるための方策

(2) 工事事務防止・安全

工事安全と事故防止対策の向上に向けた具体的な方策、働きやすい現場の環境整備に向けた具体的な方策

(3) 広報

各工事現場の実施状況等について、住民や一般の道路利用者等にきめ細かく周知するための方策

(4) その他

委員会の目的を達成するための必要な事項に関すること。



図-3 『第2回 足羽川ダム工事に関する安全・衛生・環境保全委員会』の様子

平成 20 年度は、2 回の委員会と足羽川ダム建設工事現場の視察を行っている。

工事現場では、河川や道路環境を保全するための濁水処理プラント、沈砂池、タイヤ洗浄機の設置状況や現道

でのダンプトラックによる運搬状況を視察して頂き更なる取り組みに向けた実効性ある取組について確認を行った。

4. 主な課題に対する指摘事項とその対応

(1) 道路の汚れについて

a) 指摘事項

・発生土置場及び進入路等から公道等に出る際、道路の汚れ

・頻繁な道路清掃の要求

・道路のひび割れ、ポットホール等補修

・発生土置場内が軟弱により道路の汚れ及びタイヤ洗浄機での対応不足

b) これまでの対応状況

・タイヤ洗浄機の設置

・散水及び回転ブラシ式清掃車による清掃

・アスファルトカバーによる補修

・砕石の敷き均しによる場内整備後の土運搬の再開

・事務所職員によるパトロールの実施



図-4 タイヤ洗浄の確認

c) 今後の対応について

・路面清掃の継続実施。

・タイヤ洗浄機の設置及び濁水処理等、確実な管理体制の構築。

・散水及び回転ブラシ式清掃車による清掃を継続実施。

・道路管理者と道路法第22条の規定に基づき道路損傷復旧を必要とするに至った原因者に施行を命ずる「原因者施行」の協議により、路面維持補修を実施する。

※道路法抜粋

(工事原因者に対する工事施行命令等)
第22条 道路管理者は、道路に関する工事以外の工事(以下「他の工事」という。)により必要を生じた道路に関する工事又は道路を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは道路の補強、拡幅その他道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持を当該工事の執行者又は行為者に施行させることができる。

図-5 道路法第22条抜粋

(2) 河川環境について

a) 指摘事項

・発生土置場等から発生する路面の汚れにより、路面排水による濁水が河川へ流出することによる魚(鮎)への影響

- ・水質検査の実施
- ・発生土置場から流出する濁水防止対策の要求
- ・沈砂池における適切な堆積土砂の除去等の維持管理

b) これまでの対応状況

・モニタリング委員会による専門家の指導により工事を実施。SS(懸濁物質又は浮遊物質)等環境基準値以下である(委員会報告資料はHPに掲載)
 ・発生土置場から道路へ土を流出しないよう水路の設置、川への流入を防ぐ沈砂池の設置
 ・当該沈砂池内の堆積土砂の除去等の維持管理について受注者における適切なチェック体制の確立

- ・施設規模に応じた沈砂池の設置
- ・事務所職員によるパトロールの実施

c) 委員による現地視察時意見

・濁水プラントや沈砂池の設置により、環境基準値内に適切に管理されており、引き続き継続していくこと。



図-6 沈砂池視察状況

d) 今後の対応について

- ・足羽川ダム環境モニタリング委員会による専門家の意

見を伺いながら、工事中の環境影響に関する調査結果の分析・評価・実施を継続する。

- ・沈砂池の設置、堆積土砂の除去及び確実な管理体制を構築する。
- ・水量に応じてプラントを増設する。



図-7 濁水処理施設

(3) 車両の交通安全対策について

a) 指摘事項

・ダンプトラック等工事用車両の徐行(10~20km/h)運転

- ・徐行看板設置
- ・徐行を励行していないマナー違反車両のナンバープレートの確認
- ・徐行を徹底させるための交通監視員の増員設置

b) これまでの対応状況

・新規入場者に対し、安全ルールを記載したペーパーにより指導を徹底
 ・看板類の設置(徐行・誘導・予告等)
 ・要所にガードマンを配置
 ・事務所職員によるパトロールの実施

c) 委員による現地視察時意見

・一般県道においては、特に狭い箇所や対向車両とのすれ違いの場面での徐行を厳守すること。
 ・工事用車両の徐行の厳しい指導によって一般車両との事故につながる懸念があること。
 ・運転手に安全運転の指導を強化してほしい。
 ・一部事業地を拡幅して道路区域との識別が困難な箇所について、道路区域外であっても一般通行者は道路区域と認識する可能性から、道路区域外への進入を避けるため、区画線の設置が必要ではないか。
 ・町道の一部通行止めに伴って工事用迂回路を一般車両が通行することについては、一般車両へ対して工事エリアであることを看板類で周知して、安全に誘導すること。



図-8 徐行看板等の設置状況



図-11 安全路面表示

- d) 今後の対応について
- ・新規入場者に対する安全ルールの指導を継続実施。
 - ・安全マップ（狭あい、カーブ、見通しの悪い区間）を作成して、工事用車両向け、一般車両向けに配布。



図-9 工事用車両向け安全マップ

- (4) 生活環境について
- a) 指摘事項
- ・ダンプが走行する際の騒音・振動がひどいとの指摘
 - ・大型車両について夜間走行しないで欲しいとの要望
- b) 対応状況
- ・制限速度の厳守、過積載の禁止
 - ・当該箇所での振動・騒音測定を実施、調査結果について近隣住民に説明。
 - ・職員による調査を1週間連続実施。
 - ・大型車両（特車）の通行時間帯を 5:30～6:00 へ変更。

- (5) 情報発信について
- a) 指摘事項
- ダム建設事業への理解を得るため、広報誌や事務所HP、チラシ等による情報発信をさらに実施していくことが必要。

- b) これまでの対応状況
- ・HPやチラシによる情報発信の継続実施
- 工事の進捗状況について毎月更新し、池田町まちの市場「こってコテいけだ」にて掲示

- c) 今後の対応について
- ・地元説明会及び現地見学会の実施
 - ・HPによる情報発信の継続実施。
 - ・多様な手法によるチラシの配布。
 - ・一般車両向け安全マップ等の配布。



図-10 一般車両向け安全マップ

- ・工事の進捗に伴い、必要に応じてガードマンの増員、安全看板を増設。
- ・道路区域と道路区域外を認識できるよう外側線の設置
- 道路区域外にはゼブラゾーンの設置。



図-12 地元現場説明会

5. おわりに

今後まもなく、ダム工事の最盛期であるダム本体工事の着手と並行して付替県道工事や水海川導水トンネル工事など安全かつ着実な工事の実施をしていく必要がある。

ダム事業はそのインパクトから様々な角度から注目されやすいこともあり自然環境や地域の安全に十分配慮がなされるよう「足羽川ダム工事に関する安全・衛生・環境保全委員会」を継続するとともに、地域の意見を取り入れながら行政機関等の協力のもと、課題の解決や未然防止を図る必要がある。足羽川ダムが地域を守り、地域の活性化、発展に寄与する魅力ある事業であること等、更なる情報発信が必要であると考えている。